

第6章

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設を整備し、適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上を図る。

第1期計画では、大通寺^{だいとうじ}の台所門及び鐘楼、山門などの保存修理事業や長浜曳山祭^{ひきやまつり}の山蔵保存修理事業などによって地域の貴重な建造物が保存され、一般公開や施設の活用が積極的になされたことにより、地域の活性化や住民活動の促進につながった。また、道路美装化事業や建造物の修景に対する助成、小公園整備事業などにより、景観の向上と観光客の利便性の向上につながった。

本計画では、所有者の高齢化や世代交代などにより維持管理が困難な歴史的建造物の保存・活用や、長浜曳山祭をはじめとする地域の祭礼行事・伝統文化の継承を図るための事業を推進するとともに、地域の歴史的資産を活用・啓発するための事業を積極的に行っていく。

歴史的風致維持向上施設の整備については、歴史的風致を構成する建造物の保存や整備、歴史的風致の維持及び向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業などを実施する。

事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで整備を行い、国や県の補助を有効に活用するよう検討していくものとする。また、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持及び向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理については、施設の所有者や関係課などと十分な協議・調整のうえ、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関連団体などとの連携による維持管理にも取組むこととし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

上記の歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は、以下のとおりである。

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

- (1) - ①山蔵保存修理事業
- (1) - ②大通寺伽藍群保存修理事業
- (1) - ③黒壁ガラス館本館耐震改修事業

(2) 歴史的町並みの保全・形成に関する事業

- (2) - ①歴史的建築物保存活用事業・伝統的街並み景観形成事業
- (2) - ②屋外広告物修景顕彰事業
- (2) - ③伝統的建造物群保存地区選定調査検討事業
- (2) - ④豊公園再整備事業
- (2) - ⑤木之本宿道路整備事業

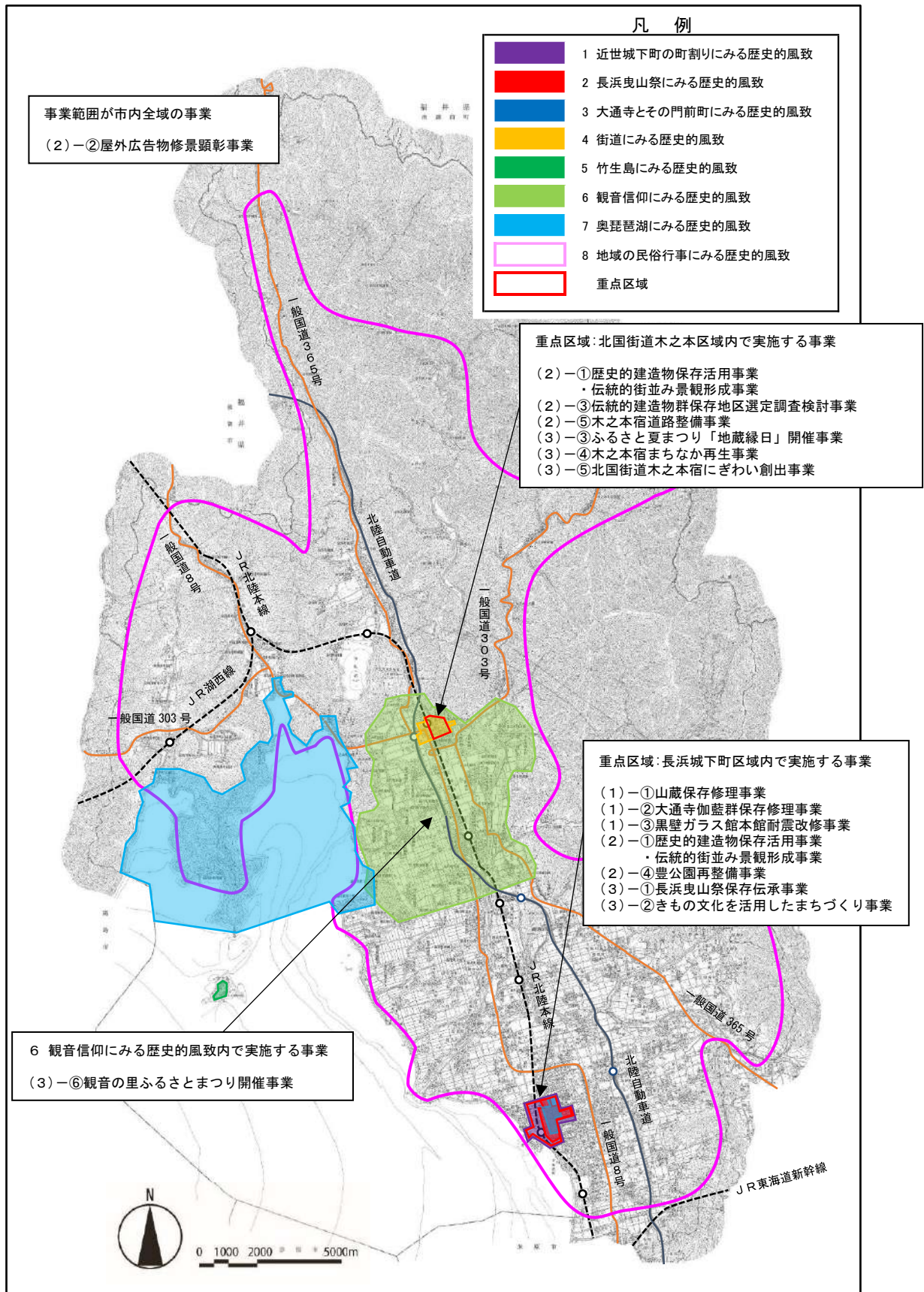
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

(3) 祭礼行事の保存継承に関する事業

- (3)－①長浜曳山祭保存伝承事業
- (3)－②きもの文化を活用したまちづくり事業
- (3)－③ふるさと夏まつり「地藏縁日」開催事業
- (3)－④木之本宿まちなか再生事業
- (3)－⑤北国街道木之本宿にぎわい創出事業
- (3)－⑥観音の里ふるさとまつり開催事業

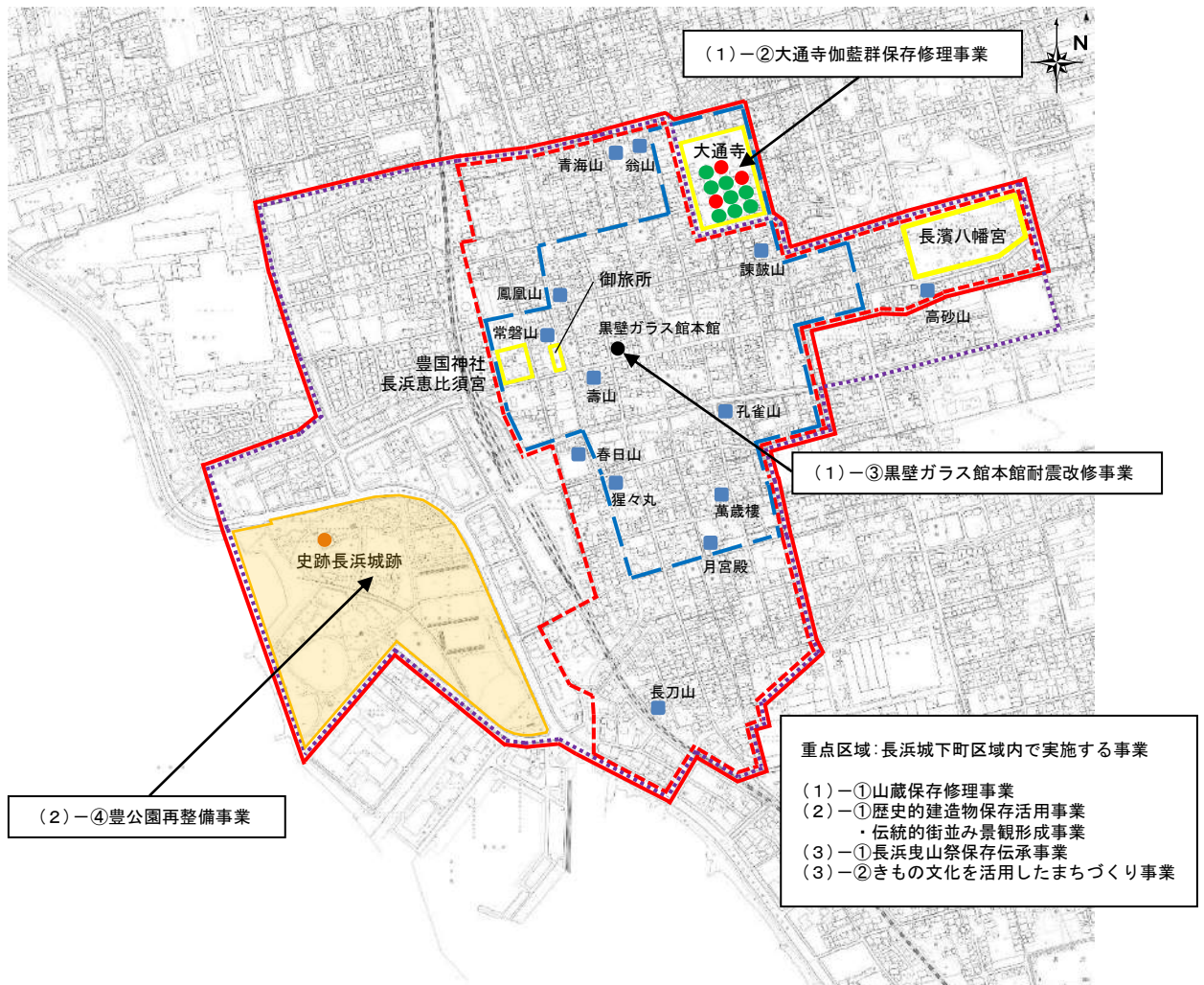
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

図 事業箇所図



第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

図 事業箇所図【重点区域（長浜城下町区域）】

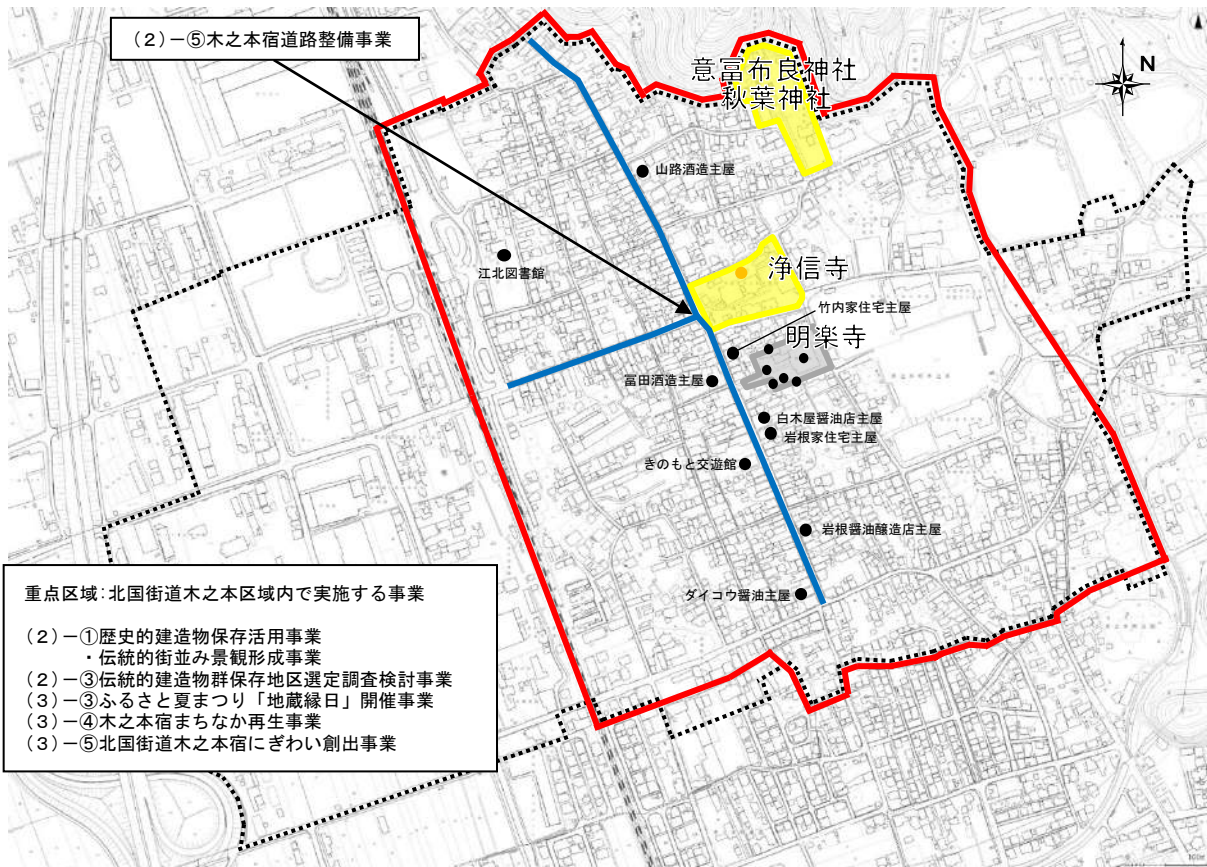


凡 例

重点区域	
近世城下町の町割りにみる歴史的風致	
長浜曳山祭にみる歴史的風致	
大通寺とその門前町にみる歴史的風致	
歴史的価値の高い建造物等	
国指定（建造物）	
国指定（登録）	
曳山山蔵（県指定：建造物）	
市指定（建造物）	
市指定（史跡）	

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

図 事業箇所図【重点区域（北国街道木之本宿区域）】

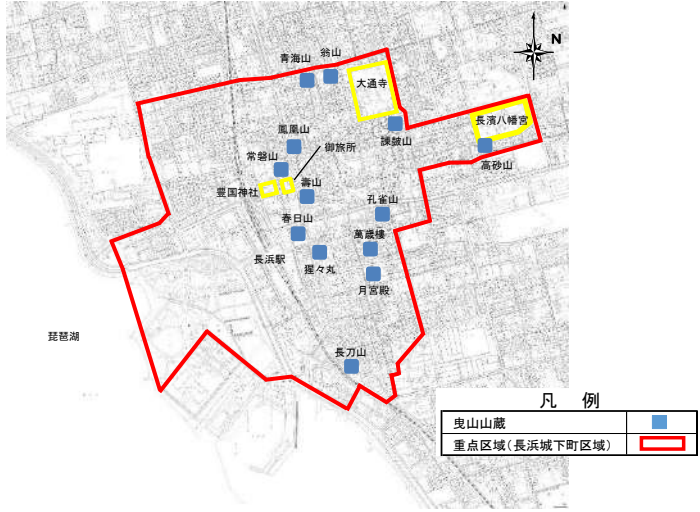


凡 例

重点区域	
街道にみる歴史的風致	
歴史的価値の高い建造物等	
国指定（名勝）	●
国指定（登録）	●
木之本地蔵大縁日での賑わう範囲	
秋葉祭りにおける神輿の巡行路	

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業番号	(1) - ①
事業名	山蔵保存修理事業
事業主体	山組・長浜市
事業手法	県文化財保存事業費補助金 市単独事業
事業期間	平成22年度～令和11年度
事業位置	長浜城下町区域（重点区域） 
事業概要	長浜曳山祭は13の山組がその基盤を担っており、各山組が保有する山車を収納する山蔵は、本市の歴史的な町並みを構成する重要な要素であると同時に、山組ごとに行われる祭礼行事の拠点となる場の一つである。 歴史的風致形成建造物に指定した13の山蔵について、損傷した壁面や扉、雨樋などの破損状況に応じ、保存修理が必要になったものについて、順次保存修理を進める。   長刀山山蔵 壽山山蔵
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	老朽化の進んだ山蔵を保存修理し、適切に維持管理することで、歴史的建造物の価値を高めるとともに、地域の伝統文化の保存継承につながり、長浜曳山祭にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(1) - ②
事業名	大通寺伽藍群保存修理事業
事業主体	真宗大谷派長浜別院大通寺・長浜市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成29年度～令和11年度
事業位置	長浜城下町区域（重点区域） 
事業概要	大通寺は、その大規模な歴史的建造物群によって町並み景観を構成する中心に位置し、古くから人々の「浜行き」の舞台となっていた。大通寺の伽藍群の一部である講場について、保存修理設計調査を実施し、破損状況を把握したうえで、保存修理を実施する。 ・総会所（屋根葺き替え・部分修理）  総会所
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	老朽化の進んだ伽藍群を保存修理し、適切に維持管理することで、歴史的建造物の価値を高めるとともに、大通寺とその門前町のにぎわいの向上につながり、大通寺とその門前町にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(1) - ③
事業名	黒壁ガラス館本館耐震改修事業
事業主体	株式会社黒壁・長浜市
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 平成27年度～令和3年度
事業期間	令和2年度～令和3年度
事業位置	長浜城下町区域（重点区域） 
事業概要	黒壁ガラス館本館は、明治33年（1900）に建築された旧第百三十銀行長浜支店の本館であり、長浜のまちづくりの原点となった建築物である。老朽化により、内外壁のひび割れや床面の傾きなどが生じ、来館者の安全性が確保できないため、建築物の長寿命化と耐震の改修を実施した。  改修前  改修後 黒壁ガラス館本館
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	老朽化の進んだ本館を保存修理し、適切に維持管理することで、来館者の安全性を確保するとともに、長浜のまちづくりの原点である本館の歴史的建造物としての価値を高めることで、良好な景観形成への貢献と、長浜曳山祭にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

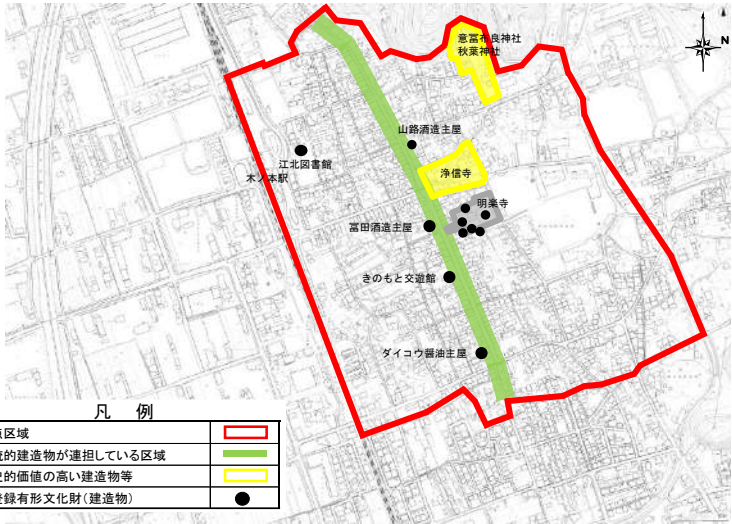
(2) 歴史的町並みの保全・形成に関する事業

事業番号	(2)－①
事業名	歴史的建築物保存活用事業・伝統的街並み景観形成事業
事業主体	民間事業者・長浜市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成20年度～令和11年度
事業位置	重点区域内（長浜城下町区域及び北国街道木之本宿区域）
事業概要	重点区域である長浜城下町区域及び北国街道木之本宿内にある歴史的建築物を保存活用する際や伝統的な街並み景観の維持形成に配慮して町家、店舗、住宅等を改修する際に、補助金を交付する。 長浜城下町区域（重点区域）  ➡  改修前 改修後 北国街道木之本宿区域（重点区域）  ➡  改修前 改修後
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統的な建築様式を残す町家の改修にあたり、周辺の歴史的な街並み景観との調和に配慮した建築物の外観の修景を支援することにより、良好な市街地環境の形成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(2) - ②
事業名	屋外広告物修景顕彰事業
事業主体	民間事業者・長浜市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成24年度～令和3年度
事業位置	市全域
事業概要	市屋外広告物条例及び市景観まちづくり計画に基づき、景観まちづくりを推進するため、屋外広告物の修景を行うとともに、優れた屋外広告物を顕彰した。事業の集大成として、今までに入賞した広告物を地図上にまとめた景観広告賞まち歩きマップを作成した。 長浜景観広告大賞受賞作品  平成24年度  平成30年度 長浜景観広告賞まち歩きマップ 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市内には多くの店舗があり、中には歴史的な町並み景観を阻害する屋外広告物も見受けられるため、町並みに調和した屋外広告物への修景を支援することにより、良好な市街地環境の形成が図られ、歴史的風致の向上に寄与する。

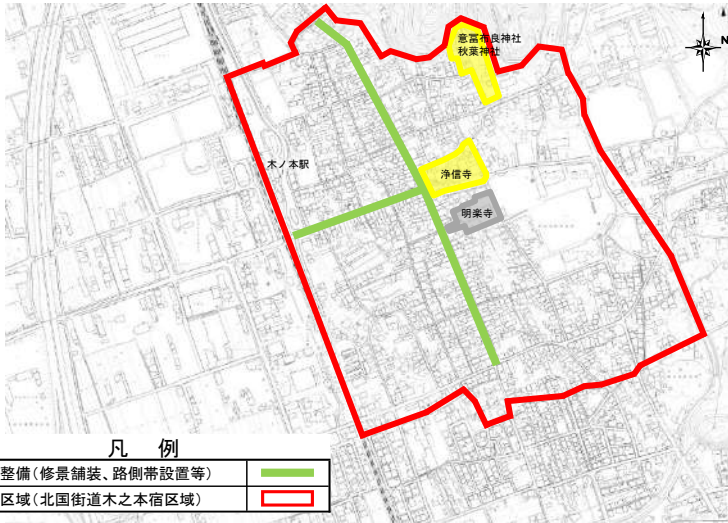
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(2) - ③								
事業名	伝統的建造物群保存地区選定調査検討事業								
事業主体	地域団体・長浜市								
事業手法	市単独事業								
事業期間	令和2年度～令和11年度								
事業位置	北国街道木之本宿区域（重点区域）  凡 例 <table border="1"> <tr> <td>重点区域</td><td>（赤い枠）</td></tr> <tr> <td>伝統的建造物が連担している区域</td><td>（緑色の枠）</td></tr> <tr> <td>歴史的価値の高い建造物等</td><td>（黄色い枠）</td></tr> <tr> <td>国登録有形文化財（建造物）</td><td>（黒い点）</td></tr> </table>	重点区域	（赤い枠）	伝統的建造物が連担している区域	（緑色の枠）	歴史的価値の高い建造物等	（黄色い枠）	国登録有形文化財（建造物）	（黒い点）
重点区域	（赤い枠）								
伝統的建造物が連担している区域	（緑色の枠）								
歴史的価値の高い建造物等	（黄色い枠）								
国登録有形文化財（建造物）	（黒い点）								
事業概要	伝統的な建造物が数多く残る北国街道木之本宿区域において、伝統的建造物群保存地区の決定に向け、建造物の調査及び保存対策を実施するとともに保存区域について検討する。 								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統的建造物群保存地区決定に向け、調査及び伝統的な建造物の適切な保存対策を実施することで、良好な歴史的景観の形成が図られ、街道にみる歴史的風致の向上に寄与する。								

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(2) - ④
事業名	豊公園再整備事業
事業主体	長浜市
事業手法	防災・安全交付金事業（災害に強い魅力ある都市公園づくり） 令和元年度～令和6年度 市単独事業
事業期間	平成25年度～令和6年度
事業位置	長浜城下町区域（重点区域） 
事業概要	豊公園は長浜城跡に開設された公園で、その一部は市指定史跡長浜城となっており、琵琶湖に隣接した立地で、景観にも恵まれた都市公園である。しかし、公園施設の老朽化が著しく、史跡の活用が十分なされていないことから、史跡指定範囲内における史跡の活用を検討し、公園の再整備を進める。   狭小で未舗装の園路 試掘調査説明会
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	老朽化が顕著な公園施設を歴史的風土と一体となったみどりの景観を形成する都市公園として再整備することで、多くの市民や来訪者に長浜城を軸とした城下町の町割りの成り立ちを認識できるようになり、近世城下町の町割りにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(2) - ⑤				
事業名	木之本宿道路整備事業				
事業主体	長浜市				
事業手法	社会資本整備総合交付金（まちなかウォークブル推進事業） 令和5年度～令和9年度 市単独事業				
事業期間	令和2年度～令和9年度				
事業位置	北国街道木之本宿区域（重点区域）  凡 例 <table border="1"> <tr> <td>道路整備(修景舗装、路側帯設置等)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>重点区域(北国街道木之本宿区域)</td> <td>—</td> </tr> </table>	道路整備(修景舗装、路側帯設置等)	—	重点区域(北国街道木之本宿区域)	—
道路整備(修景舗装、路側帯設置等)	—				
重点区域(北国街道木之本宿区域)	—				
事業概要	伝統的な建造物が数多く残る北国街道木之本宿区域を縦貫し、地域住民の生活空間となっている国道 303 号及び市道木之本坂口線において、歴史的な町並みに調和した道路の美装化、路側帯の設置等を進める。 				
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	道路の美装化、路側帯を整備することで、歴史・文化を生かした景観の向上と地域住民や来訪者が安全に回遊できるようになり、良好な歴史的景観の形成が図られ、街道にみる歴史的風致の向上に寄与する。				

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

(3) 祭礼行事の保存継承に関する事業

事業番号	(3) - ①
事業名	長浜曳山祭保存伝承事業
事業主体	公益財団法人長浜曳山文化協会・長浜市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成22年度～令和11年度
事業位置	長浜城下町区域（重点区域）
事業概要	長浜曳山祭を保存伝承するための取組（三役修業塾、囃子保存会等）を支援するとともに、保存伝承に必要な仕組みを整備・支援する。 〔三役修業塾〕長浜曳山祭の狂言執行を支える太夫や三味線を育成するため、平成2年（1990）から取組を開始した。 〔囃子保存会〕曳山巡行や狂言執行の際に囃されるシャギリの囃子方を育成するため、昭和46年（1971）から取組を開始した。   三役修業塾 囃子保存会
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	長浜曳山祭の曳山巡行や狂言執行を支える三役や囃子方を育成する三役修業塾及び囃子保存会等の取組を支援することにより、長浜曳山祭を担う後継者を育成し、その保存伝承が図られ、長浜曳山祭にみる歴史的風致の向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(3) - ②
事業名	きもの文化を活用したまちづくり事業
事業主体	長浜出世まつり実行委員会・長浜市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成22年度～令和11年度
事業位置	長浜城下町区域（重点区域）
	きもの文化を活用したイベントを町中で継続的に開催する。 ・昭和58年～令和5年 長浜きもの大園遊会開催 ・令和6年 長浜 kimono AWARDS（きものアワード）開催
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	城下町周辺を会場とした催事を開催して来街を促すことにより、門前町のにぎわいを創出して良好な市街地環境を形成するとともに、歴史的建造物の価値を再認識することにより、大通寺とその門前町にみる歴史的風致の向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(3)－③
事業名	ふるさと夏まつり「地蔵縁日」開催事業
事業主体	ふるさと夏まつり実行委員会・長浜市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	北国街道木之本宿区域（重点区域）
事業概要	湖北の名刹・浄信寺で1年に1度催される木之本地蔵大菩薩の大縁日にあわせて、門前の北国街道及び地蔵坂でふるさと夏まつり「地蔵縁日」を継続的に開催する。 （毎年8/22～25に開催され、約10万人の参拝者が訪れる。）   浄信寺境内の様子 北国街道の様子
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	木之本宿の中心に位置する浄信寺にある木之本地蔵は古くから眼病平癒と獣疫平癒、長寿祈願の仏様として信仰を集めてきた。「地蔵の縁日、市をなして甚賑なり」といわれた往時の門前町の賑わいを今に伝える催事で、浄信寺を中心とした催事を開催することで来街を促すことにより、宿場町の賑わいを創出して良好な市街地環境の形成が図られ、街道にみる歴史的風致の向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(3)－④
事業名	木之本宿まちなか再生事業
事業主体	K－ZOHN運営協議会・長浜市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	北国街道木之本宿区域（重点区域）
事業概要	景観形成重点区域にも指定され、歴史的建造物が多く現存する木之本宿において、往時の賑わいを取り戻すため、空き家や空き店舗の利活用の実態調査や利活用のコンサルティング、移住相談窓口、古民家見学ツアーなどに取り組む。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	古くから北国街道の宿場町として、また、木之本地蔵院の門前町として栄えた木之本宿の町並みは、歴史的建造物とそこに住む人たちの生活の営みが重なり合うことで成り立っており、空き家や空き店舗の活用を促進させることにより、良好な市街地環境の形成が図られ、街道にみる歴史的風致の向上に寄与する。

事業番号	(3)－⑤
事業名	北国街道木之本宿にぎわい創出事業
事業主体	K－ZOHN運営協議会・長浜市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	北国街道木之本宿区域（重点区域）
事業概要	景観形成重点区域にも指定され、歴史的建造物が多く現存する木之本宿において、往時の賑わいを取り戻すため、北国街道沿いでのかきのもと宿街道まつりや、登録有形文化財であるきのもと交遊館での企画展示、飛鳥時代の創建と伝わる歴史ある意富布良神社での夕涼み横丁などに取り組む。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	古くから北国街道の宿場町として、また、木之本地蔵院の門前町として栄えた木之本宿の町並みは、歴史的建造物とそこに住む人たちの生活の営みが重なり合うことで成り立っており、歴史的建造物を活用した催事を開催し来街を促すことにより、良好な市街地環境の形成が図られ、街道にみる歴史的風致の向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(3)－⑥
事業名	観音の里ふるさとまつり開催事業
事業主体	観音の里ふるさとまつり実行委員会・長浜市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成23年度～令和11年度
事業位置	長浜市北部地域（主として高月地域）
事業概要	観音の里ふるさとまつりを継続的に実施する。 （昭和60年（1985）開始、毎年1回開催、高月地域を中心に市内24ヶ所の観音堂等が拝観できる。）   赤後寺 西野薬師観音堂
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	己高山の仏教文化圏に属していた高月地域には、高い密度で観音像が分布しており、これまで地域の人々によって大切に守り伝えられてきた。高月地域の観音様を拝観する催事を開催することにより、これらの観音様を守り伝えてきた先人の心と美しい観音像を後世に継承する意識の向上などが図られ、観音信仰にみる歴史的風致の向上に寄与する。